

## 第 19 回 宇都宮市景観審議会 議事録

令和元年 5 月 30 日 (火)

午後 3 : 00 ~

入札室

### 出席委員

1 号委員 (学識経験者)

山島哲夫委員, 古賀誉章委員, 花田千絵委員,  
小花伸子委員, 安森亮雄委員

2 号委員 (関係団体代表)

神原敦子委員, 末長修一委員, 木内久生委員, 菊池清孝委員

3 号委員 (関係行政機関)

小幡宏委員(代理), 竹中弘幸委員(代理), 塚野重徳委員(代理)

(計 12 名)

### 欠席委員

1 号委員 (学識経験者)

中野公吾委員, 前橋明朗委員

2 号委員 (関係団体代表)

檜原貞亮委員

4 号委員 (市民公募)

土橋優平委員, 北上翔委員

(計 5 名)

### 出席幹事

高橋功幹事, 篠田治幹事, 川上治美幹事

(計 3 名)

### 臨時幹事

なし (関係課長なし)

### 事務局

【司会】 平間克之書記

【傍聴人受付】 垣生聡書記

【写真・録音】 藤田直美書記

【書記】 金子剛士書記, 阿部茂書記, 阿久津有紀書記  
村田洋介書記 (7 名)

<p><b>15:00</b> <b>平間書記</b></p>	<p>《開会前》 本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます ございます。</p>
<p><b>(資料確認)</b> <b>平間書記</b></p>	<p>本日の会議資料について確認させていただきます。 資料としては、事前にお送りしております、 【公開部分資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19回宇都宮市景観審議会次第</li> <li>・宇都宮市景観審議会委員名簿</li> <li>・参考資料「附属機関等の会議の公開に関する要領」</li> <li>・報告事項2「大谷地区景観づくり指針について」</li> <li>・資料2「大谷地区景観づくり指針概要版」</li> <li>・参考2「大谷地区景観づくり推進協議会について」</li> </ul> <p>以上、不足しているものがありましたら、お知らせください。 よろしいでしょうか。</p>
<p><b>(部長挨拶)</b> <b>平間書記</b></p>	<p>今回は、今年度最初の審議会となりますので、開会に先立ち まして、都市整備部長の高橋よりご挨拶申し上げます。</p>
<p><b>高橋幹事</b></p>	<p>都市整備部長の高橋でございます。今年度最初の審議会とい うことで、一言私からご挨拶させていただきます。</p> <p>日頃より宇都宮の市政並びに景観行政につきまして、皆様方 のご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。本市の 景観計画も策定から10年程経ちます。こういった言葉も浸透 しまして、まちづくりの中で景観というものが市民の中に根付 いてきたのではないかと感じているところです。</p> <p>当審議会につきましては、今回が任期期間の最後の審議会に なりますが、これまでの2年間の中で景観計画の改定のほか、 観光拠点である大谷地区の景観形成に向けては、指針作りなど 皆様方から貴重なご意見をいただき、色々なものをまとめてい るところです。今後ともご支援、ご指導いただきながら景観行 政を更に発展させていきたいと思っております。</p> <p>そのような中、皆様ご存知のとおり、宇都宮市のまちづくり については、ネットワーク型コンパクトシティの形成というこ とで進めておりますが、都市拠点、地域拠点並びに観光拠点な</p>

どの拠点づくり，そしてそれらを結ぶ公共交通ネットワークというところを我々としては重点的に進めているところです。

また，景観が持つ要素として，都市空間のデザインについては大谷石の魅力や住民の意識醸成など，市民の愛着を持たせる上でも大変重要な要素だと思っております。特に拠点づくりでは，先程お話しした大谷の観光拠点について，拠点という位置付けは大分前にしていますが，具体的な政策として方針を定めたり，開発許可の基準を明確化したり，様々なことをしながら一時は10万人強だった観光客数が，昨年度は77万人を超え，土日などでは大変大勢の方が歩いていたり，車が駐車場にいっぱいだという状態になってきました。まだまだ目標は高いところへと思っておりますので，これからも大谷地区にとっては大勢の方に来ていただけるよう，本日の議題にもありますが，大谷地区の景観を将来的には景観形成重点地区，あるいは広告物の規制・誘導をするようなエリアにしていきたいと思っておりますので，今後とも皆様方のご支援，ご指導をいただきたいと思っております。

併せまして，交通の基軸をLR Tで東西を結んでいこうということでも今動いております。LR Tが通る街並みがどういう風に見えるか，あるいはLR Tの車窓から街並みがどういう風に見えるのかということも大変重要になってきます。ここを提示することでLR Tが持つ価値観も上がってきます。住民に対して，LR Tと街並みが融合された良い街並みが出来てくるのではないかと思っておりますので，こういった点も景観行政の中でしっかりこれからやっていきたいと思っております。

そのようなことから，今年度新たに景観みどり課という新しい組織を作りました。これまでの緑行政と，今皆さんに審議いただいている景観行政，これをひとつにすることで更により良い街の環境を作っていきたいということで，力を入れるためにも1つの組織にいたしましたので，今後とも皆さまのご指導をいただきながら，より景観まちづくりに力を入れたいと思っておりますので，引き続きよろしく願いいたします。

簡単ではありますが挨拶に代えさせていただきます。

## (改選委員等紹介)

### 平間書記

続きまして，今回委員の改選がありましたので，ご紹介させていただきます。

3号委員として、国土交通省宇都宮国道事務所から出席されていた、上原重賢委員がこのたび人事異動により退任され、小幡宏委員が着任されました。本日は、代理での出席となっております。どうぞよろしくお願ひいたします。次に、同じく3号委員として、栃木県宇都宮土木事務所から出席されていた、中島堯男委員がこのたび人事異動により退任され、竹中弘幸委員が着任されました。同じく本日は、代での出席となっておりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、幹事及び事務局職員を紹介いたします。

まず、幹事の紹介をいたします。

都市整備部長の高橋です。

都市整備部次長の篠田です。

景観みどり課長の川上です。

続きまして、事務局職員の紹介をいたします。

企画調整グループ係長の金子です。

企画調整グループ総括の垣生です。

都市景観グループ係長の阿部です。

都市景観グループ総括の阿久津です。

都市景観グループ主任の村田です。

企画調整グループ主任主事の藤田です。

最後に私、景観みどり課長補佐の平間です。

よろしくお願ひいたします。

## <1. 開会>

### 平間書記

それでは、ただ今から「第19回宇都宮市景観審議会」を開会いたします。

まず、開会に当たりまして、山島会長からご挨拶をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

## <2. 挨拶>

### 山島会長

皆様、こんにちは。宇都宮市では昨年度、策定から10年経過した景観計画の改定が行われ、今年度は景観みどり課が新設されました。先ほど高橋部長からもお話がありましたが、大谷が日本遺産に認定され、これからLRTが開通するということで、かつて宇都宮は景観が良くありませんでしたが、今後多くの方が訪れて宇都宮の景観を見ることとなります。

そして、大谷は行って楽しい新しい場所になりつつあり、L R T 沿線についても部長から話があったのは心強く、L R T から見ても良い景色が2年半後には実現するよう、景観行政は非常に重要になってきますので、景観を柱に皆様と一緒に頑張っていきたいと思います。

より良い景観まちづくりのため、委員の皆様の忌憚のないご意見いただきながら、効率的に会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力よろしく申し上げます。

**平間書記**

ありがとうございました。

引き続き、ここからの進行は、山島会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

**山島会長**

それでは、次第に従いまして、進めてまいります。

**<定足数報告>**

**山島会長**

はじめに、本会の成立について、事務局より、報告をお願いします。

**金子書記**

本日の会議でございますが、現在出席委員は12名でございます。これは、宇都宮市景観条例施行規則第3条にございます『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

**<会議の一部公開>**

**山島会長**

続きまして、本会議の「一部公開」について、事務局より、説明をお願いします。

**金子書記**

会議の一部公開についてご説明いたします。

**参考資料**「附属機関等の会議の公開に関する要領」の「3 附属機関等の会議の公開基準」の下線部をご覧ください。

本会議は、附属機関でありますので、原則公開であります。3の(2)に「宇都宮市情報公開条例第7条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うときに公開しないことができる」とあります。

情報公開条例第7条とは、裏面の一番下をご覧ください。その下線部ですが、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの」とあり、次に掲げるものとは「イ実施機関の要請を受けて、公

開しないとの条件で任意に提供されたものであって、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」とあります。

本日の議案のうち、報告事項1の資料として、事業者から提供を受けている建築物の外観パースやデザインコンセプト等は、事業者間の契約上、開業までは非公開とされており、公開しないことを条件に提供を受けていることから、次第にあります報告事項1は非公開とし、報告事項2は公開とさせていただきます。

**山島会長** 事務局からの説明が終わりました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

**各委員** 異議なし

**山島会長** では、本日の会議は、報告事項1は非公開とし、報告事項2は公開としてよろしいでしょうか。

**各委員** 異議なし

**山島会長** それでは当審議会運営要領第3条に基づきまして、本日の会議は報告事項1は非公開とし、報告事項2は公開といたします。

**<議事録署名委員  
の指名>**

**山島会長** それでは、会議次第に従い会議を進めてまいります。まず、当審議会運営要領第4条に基づきまして、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、古賀誉章委員と安森亮雄委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。

**<3. 議事>**

**山島会長** それでは、議事に入ります。

本日の議事といたしまして、議案は報告事項2件であり、開催通知でご案内がありましたとおり、「ろまんちっく村敷地内へのホテル建設について」及び「大谷地区 景観づくり指針について」でございます。

**<<報告事項1>>**

**山島会長** それでは、まず報告事項1「ろまんちっく村敷地内へのホテル建設について」ですが、ここからが「非公開」となります。

**【非公開】**

**山島会長**

非公開の議事，報告事項 1 は以上となります。  
次は報告事項 2 が議題となりますが，事務局，報告事項 2 の進め方はどうですか。

**平間書記**

この後，報告事項 2 「大谷地区 景観づくり指針について」が議題となりますが，傍聴者の確認等，準備がございますので，少々お待ち下さい。

なお，この間に，報告事項 1 の資料の回収をさせていただきたいと存じます。

**《報告事項 2》**

**山島会長**

それでは議事を再開いたします。報告事項 2 「大谷地区景観づくり指針について」を議題とします。

**＜傍聴者有無＞**

**山島会長**

まず，本日の傍聴者について事務局より報告をお願いします。

**金子書記**

本日の会議については，傍聴定員 10 名のところ，現在，傍聴者はおりませんが，報道関係者 1 名となっていることをご報告いたします。

**山島会長**

それでは報告事項 2 「大谷地区景観づくり指針について」について事務局から説明をお願いします。

**村田書記**

それでは，報告事項 2 「大谷地区景観づくり指針について」資料に基づきましてご説明いたします。報告事項 2 「大谷地区景観づくり指針について」をご覧ください。

まず今回の付議の理由ですが，大谷地域の住民代表者や商工・農業関係者で構成する，大谷地区景観づくり推進協議会が策定した「大谷地区景観づくり指針」について報告するものとなります。

次に，この指針の目的ですが，大谷特有の景観の保全，観光拠点としての魅力創出及び地域住民の生活環境の調和を図るため，将来どのような景観を目指すのか，どのような景観が望ましいのかを示し，その実現に向けてどのような景観づくりの考え方や方法があるのかを，具体的な事例を紹介しながら提言し，地域住民や事業者，行政等が大谷地区における景観づくりのイメージを共有できるようにしたものとなります。

図をご覧ください。右側が，地元住民等が主体となり策定したものとなりますが，「城山地域ビジョン」と「大谷地区景観づくり指針」があります。

左側には，市が策定してきた計画があり，昨年7月に策定した「大谷地区立地誘導エリア景観づくりの手引き」，その手引きの内容も踏まえながら，「宇都宮市景観計画」と「大谷地域振興方針」に基づき，大谷地区景観づくり推進協議会におきまして，平成31年3月に「大谷地区景観づくり指針」が策定されたものとなります。

本年度におきましては，この指針を基に大谷地区の景観形成重点地区指定に向けた取組を進めていくこととなります。

次に「3策定経過」ですが，昨年10月に大谷地区景観づくり推進協議会を設立し，景観づくりに向けた検討を始めました。この協議会につきましては，[参考2](#)に目的，景観づくりの活動範囲，協議会の位置付け，構成などをまとめておりますので適宜ご覧ください。

4回の協議会の開催に加え，「住民アンケート」，「事業者ヒアリング」，「大谷の景観を考える会(意見交換会)」を実施し，そこで把握した地域住民等の意見・要望を取り入れながら，協議会において指針策定への取組を進めてきました。

次に，「4景観づくり指針の特徴」ですが，大谷全体の景観づくりの目標像と方針を定めた上で，更に景観特性に応じて6つのエリアに分け，そのエリアごとに景観づくりの目標，方針，景観配慮事項，景観づくりに向け先導的に特に力を入れて取り組む内容を示していることが特徴となっております。

[資料2](#)をご覧ください。1ページ目は大谷全体の景観づくりについてまとめております。大谷の景観づくり指針の策定に当たっては，左上の地図にありますとおり，大谷の観光の中心部から，仮称大谷スマートICまでを含む広い範囲で検討をしてきました。その範囲の中を景観特性に応じて6つのエリアに分けており，次のページから各エリアにおける景観づくりの目標，方針，配慮事項などをまとめております。

1ページ目の右上の図は，大谷石を巡る流れにより景観がつくられてきた様子を示しており，そこから，大谷全体の景観づくりの目標像を「豊かな自然と大谷石文化が織りなす大谷ならではの景観を守り，育む～行ってみたい，過ごしてみたい，いつまでも暮らし続けたい まちなみの形成～」としています。

また，右下には景観づくりの方向性としまして，景観を保全



し観光資源として活用，大谷の観光機能を充実し，賑わいを創出，観光と生活の共存という，3つの視点から，それぞれ景観づくりについて方針を掲げております。

その全体の景観づくりの方針を踏まえ，次のページからは各エリアの景観づくりの方針と配慮事項をまとめております。

2ページ目は観光拠点エリアの方針，景観配慮事項をまとめました。ここでは，大谷石のまちなみを維持し，観光資源として活用するほか，大谷石の岩肌や眺望の保全，建築物，工作物，屋外広告物などへの景観配慮事項，更には夜間景観の創出について取り組む方針を挙げており，「住み心地がよく，観光客も来てよかった，また来たいと思ってもらえるよう，まちぐるみで大谷石のあるモダンでにぎわいのあるまちなみ」を目指します。

続きまして，3ページ目は，沿道住宅エリア，市街地エリアの方針と景観配慮事項をまとめております。

ページ左側の沿道住宅エリアでは，街道に存在する大谷石建造物の保全・活用や，街道から多気山，古賀志山への眺めに配慮したまちなみの誘導，まちなみへの屋外広告物の配慮など，観光拠点への導入部にふさわしい，大谷観光への期待感を高めるまちなみを整えることを目指します。

ページ右側の市街地エリアについては，仮称大谷スマートICの開通により県外からの観光が見込まれることから，看板の大きさ，高さの統一や集約化，観光地への期待感を高める建物の整備・誘導を方針に掲げ，観光地の入り口にふさわしい景観を形成することを目指します。

続きまして4ページ目では，集落エリア，ニュータウンエリア，自然景観エリアの方針と景観配慮事項をまとめております。

左上の集落エリアについては，「大谷石文化の発信と継承」，「周辺の自然環境や住環境の維持」を方針に，集落エリアに残る文化的資源の保全，大谷石建造物の維持，太陽光発電施設といった大規模工作物の道路からの眺めの配慮などを掲げ，大谷石文化を伝承する資源と，暮らしの中で育まれる生活環境との融合により，自然や文化，生活と調和した景観形成を目指します。

左下のニュータウンエリアでは，すでに地区計画に基づいたまちづくりが進められ，住宅地としての落ち着きがあり，ゆとりのあるまちなみがつくられており，そのまちなみを維持し，隣接する観光地との共存を目指し，方針として「住み心地のよい住居環境の維持管理」を掲げています。具体的には，建物の

外壁や屋根の色合いの配慮，塀の高さの配慮や生垣の推奨を挙げています。

最後にページ右側の自然景観エリアですが，自然が織りなす風景の維持保全に努め，将来に残していく事を目指し，「山並み，森林の保全」として山肌や稜線での開発行為や工作物の配慮事項や高台からの眺めの維持を，また「田畑の保全」として適切な維持，管理を，さらに「太陽光発電施設への配慮」として道路や高台からの眺めへの配慮事項や設備の色や高さ，維持管理に関する内容をまとめています。

次に，最後の5ページ目では，景観づくりを地域住民・事業者・行政が協働で進めていく上での先導的取組として想定される内容を整理しています。また，これらを検討する際には，既に景観づくりに向けて取り組まれている方々の情報も踏まえながら整理していきます。

下段の景観づくりのスケジュールについてですが，今年度は，6つのエリアの中から，優先的に地区指定すべきエリア，指定候補エリアを定め，景観誘導に向けた規制・誘導手法と，景観づくりに向けた取組を検討し，実施したいと思えます。

つきましては，報告事項2の「5今後の進め方」をご覧ください。今後の進め方といたしましては，本指針の内容を踏まえ大谷における景観形成の目標や方針，区域，景観形成基準などについて，協議会や権利者等への説明会などにおいて意見を伺いながら，さらに検討を進めるなど，景観形成重点地区等の指定に向けて取り組んでいきます。

以上で，報告事項2の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**山島会長**

事務局からの説明が終わりました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

**安森委員**

多岐に渡り全体的にこういった取り組みがなされていることは素晴らしいことと思っています。

大谷の景観を考えると，時間軸というか，今の景観を考えると同時に産業遺構を含めた，かつての産業の痕跡のようなものがあると思う。例えば軌道の跡とか，今の石切テラスのようなかつてのプラットホームが再生されていたり，大谷石を切り出したコッパでできた斜面もある。そういったものが，自然と人工のランドスケープとなっているというのもあり，時間軸をど

う掘り出していくか、それに今をどう重ねてくかというところが大谷の一番の魅力だと思います。所々組み込まれているという気はしますが、例えば集落エリアの大谷石文化の発信と継承とか、全体として良いと思ったがそういう観点、時間軸ないし産業遺構との重なり合いというところを意識すると良いのかなと思いました。

**山島会長** 市では歴史文化基本構想、日本遺産と連携していますね。

**阿部書記** 今年度重点地区指定に向けて協議会と話し合いをさせていただく中で、そのあたりの動きも含めて情報発信もしながら進めていきます。文化や時間軸なども重点地区の計画に盛り込めるところは盛り込んでいきたい。

**山島会長** 外から入ってくる人もいるから、地域の人たちが変な事してはいけないよという意識が強くなればと思います。本当に重要な箇所は景観地区を指定したりする。中々そこまではできないかもしれないが、大谷公園の入口周辺に景観に配慮されていないものが建設されると、一番の拠点になるところなので。

屋外広告物について木内委員、参道入口の店舗の文字とか良いですよ。

**木内委員** 大きい看板を立てたり、入口に大谷という看板が出ていたりとかありますね。

**阿部書記** そのあたりについて重点地区であったり、屋外広告物の条例であったりで、ある程度誘導、コントロールできるように進めていければと考えております。

**山島会長** 人が大勢来るとそこに見えるような広告を出そうとしますよね。ここは屋外広告物の禁止地域になっていますか。

**村田書記** 禁止地域にはなっておりません。

**山島会長** 屋外広告物も景観的には配慮が大切なので、良い広告を出してもらいたい。観光客がLRT、大谷などに大勢来た時、宇都宮のイメージが決まってしまう。新聞にあった大谷中心部に建設予定の商業施設は今のこれに合っているのでしょうか。

**阿部書記** 5月末の新聞情報のみで、我々の方でも計画がどういったものとなるのかいただいていない。

**山島会長** 大規模にはならないのでしょうか。

**阿部書記** 新聞で見る限りですと700㎡ですので、現在の基準ですと景観関係の届出対象とはならない可能性はありますが、高さの関係もあるので、他部局の法令等の届出関係で計画が分かれば我々の方でも情報収集を進めていきたいです。

**山島会長** 大谷の景観について、地域の方々も入ってくれているので、地域全体が景観を考えている雰囲気を作り、大谷は重要な場所という意識があれば良い。歴史文化の構想でも良いし色々なものがあるというのは良い。

**木内委員** 良くも悪くも屋外広告物は景観に対してインパクトが強いので我々業界としてもできるだけそういったところに配慮して景観づくりに貢献できるようにしたい。また前回視察に行ったときに気になったのは自動販売機が目立つ色使いだったので、記載はされていますがそういったところも気を付けた方がよろしいのかなと。もう一点が廃墟、使われていない住宅もあります。使われれば良いのですが、廃墟となり見た部分でもせっかく良いものがあっても手が付けられないのはもったいないと思います。そういった所を活かせればと思います。

**菊池委員** 自然の中の大谷をイメージした中で展開するということは大切。どういう風に時間をかけ、どういったものになっていくかということイメージした中で進めていくのが肝要かと。今の段階で私の方は緑がたくさんあるところですし、むしろ変に手を入れずに自然を残したままで進められれば良いのかなというところでは。

**小幡委員** 大谷地区の景観の指針もできたのですが、この指針について効力は無いが地元の方々が景観づくりをやるということで、何か効力が出てくると良いのかなと。そうしないと個人には波及しないのでその辺を浸透させていただきたいと思います。

- 竹中委員** 景観づくりのエリアを定めて進めていただけるということで、それを支援できるような関連している事業があるので、その辺も含めて景観づくりの指針に沿った調整をさせていただければと思っています。
- 山島会長** 県道もありますよね。
- 竹中委員** 大谷観音線があります。
- 山島会長** 大谷観音線に入るところには歩道が無く危ないですよ。
- 竹中委員** そうですね。あとは宇都宮今市線があり、改良工事を進めています。大谷観音線の方はまだ先ほどありましたように、歩道等の整備もまだですので今後検討していきます。
- 山島会長** 市営駐車場のところ、市道634号線のところはとても良い道路ですよ。
- 塚野委員** 今や77万人が訪れており、新聞報道ですと新しい施設ができ、更に多くの人々が来るとのことです。警察として懸念されるのは交通事故なので、まちづくりの一環として歩行者と車による交通事故、接触等が無いように検討していただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。
- 末長委員** 質問があるのですが、沿道住宅エリアで、道路沿道に建っている個人の商店、住宅の景観を強制的に変更するというのは出来ないことですが、地域か何かで自治会を通じて回覧などで色や何かを統一をして下さいということですか。今後街並みが全体的に変わるということなので。
- ちなみに私ごとで申し訳なのですが資料2の3ページの左下にある写真の店舗は、私の会社で担当した物件です。ここは元々曳家して新たに改修したもので、このときもいろんな色の指定範囲がありました。全面的に大谷石の外壁を使用しましたが、赤色の扉については施主と議論しました。本当は良くないのか。施主とも色彩の勉強もしていたところで、今後、個人商店や住宅なども規制が厳しくなるのでしょうか。例えば塗替えなどをする際は補助が出るのか等伺いたいです。

**阿部書記**

規制については、今回指針が策定されたことを受け、今年度規制の内容や、どこの範囲を重点地区に指定していくかということ、地域の皆様とお話し合いさせていただくところです。今この地区・範囲がどうかということはお答えできないのですが、どのような在り方が適切なのかということ、今年度協議会等で話し合いさせていただきたいと思っております。

また、基本的にはそれで仮に規制がされることになっても、強制的に色を変えるということにはなりません。例えば、改修していただく際に、その誘導する色彩に合わせていただきます。なお、基本的には規制がかかった区域へは一定程度の改修の補助も考えておりますので、その辺を地元の方と、今年度話し合いさせていただきたいと思っております。

**山島会長**

重点地区は今後、範囲や基準等を決めますけれども、この末長さんが作った例は良い例として指針に出ている。

**神原委員**

自然景観エリアのところ、方針3として太陽光発電施設について敢えて書いてあるのですが、自然の維持・保全に努めるのであれば、できれば太陽光発電施設、特に大規模なものの設置はなるべくしない方が良いのかなと。例えば高さを低くするにしても、周りに緑があって木々があると、日陰になって発電できないというのはあるので、パネルの周りも木を全部伐採しないといけないということになっていくと思うので、このエリアに関してはこういった施設をなるべく配慮していく方向にした方が良いでしょう。反対に集客のためにいろいろな建物を建てると思うのですが、建物の屋根面に設置するか、ここにもあるように屋根に設置するにしても配慮が必要な部分もあります。パネルを設置するというのは自然を壊して設置するので、できればしない方向にして欲しいなど。

**山島会長**

太陽光発電施設自体は環境アセスメントの対象にしたようです。県の方でもそういう動きがある。アセスメントで行くとなかなか規制が難しいです。林地開発のほうの規制でやって、景観の方はそれをしたときの配慮ということしか景観の行政としてはできません。アセスメントの方も開発できるかできないかではなくて、どう影響するかを実質審査するだけなのでそこだというのはなかなか難しい。作るころの開発、林地や田畑など開発の許可の話になってしまうので。

景観側としては、そういったものが周辺の景観にどう影響しないようにどう抑えていくか考えることしかできません。例えば廃棄物の処理場も同じですが、推進する部分もあるし、規制したい部分もあります。そちらは開発自体の部分はなかなか難しい。最悪何か出てきても影響しないように考えるまでとなります。

**篠田幹事**

会長のご説明に補足ですが、この地区の自然景観エリアの山林に関しましては、森林法が適応されているエリアで、森林法については会長がおっしゃったように、開発許可と同じように面積規模によって開発を規制することはできますが、この自然のエネルギーを活用したいということで地主、ないし業者は基準に満たない小さい面積で徐々にやっていくというところがあります。規制できる範囲とできない範囲があるので、地域の方が、このような景観に配慮していきましようという任意的な考え方をしているというのが、私どもとしても有難いです。

もう1点が集落エリアですが、同じように太陽光発電施設を設置した場合に、周りに少し配慮してフェンスで外から見えないようにしましょう、というようなことも今回地域ではお考えのようなので、樹木だけで隠すのではなく、他でも配慮をしていくという方向性の考え方であると認識しています。

**山島会長**

大規模な太陽光発電施設、これは国の方では発電という位置付けですけれどね、そういうかたちになって出てくる。小規模なというと、屋根の上に置くのと、庭に置くのはどう違うのかという話になりますし、規模が小さいとなかなか難しいです。だから景観側は周辺に影響しないように配慮して下さいということで進めていく。中には酷いのもあるわけですが、指針に記載があるということは、前向きでよろしいのではないかなと思うところです。

**小花委員**

昔の観光というのは、自動車で行って、見るところ見たら、また自動車で移動して見て帰るという事だったが、これから目指しているのは歩いてまわり、一日過ごし、宇都宮に宿泊してもらおうということだと思います。大谷の方にはLRTになるのかBRTになるのか分かりませんが、そういうものであちこちから来ていただいて降りて歩いてもらうという考えになると、

先ほど会長がおっしゃったように道路があまりにも危険だと思います。日本の道路は狭く、特に大谷の中にはとても狭いところがあって拡張するのも難しいと思うのです。宇都宮は自転車の街として取組をしていて自転車道路も作っているが、ほとんど無理矢理作っていて自転車と自動車を通ると危なくて通れないような状態の道が多くあります。交差点は自転車道が内側になっていて危ない状態ですので、思い切って観光拠点などは自動車が通れなくなるようにしてしまうというような、海外にはそういったところも多いですね。それで車を置いて歩けば、安全面でも良いのかなと考えました。

それから防護柵やフェンスなどですが、防護柵は白から今このイメージで環境色として配慮していくようなので、こういう感じになっていくと大分変わると思います。フェンスの青も結構目立ちます。駐車場の周りもフェンスが目立つので、あの辺も変えていければ良いと思います。

**山島会長**

太い道路で駐車場まで来て、車を置いてそこから歩く。車で入るにしても一方通行にするなどしても良いのかもしれないですね。

**小花委員**

そうですね

**篠田幹事**

道路行政について補足ですが、先ほど上野委員からも説明があったように、大谷街道は県道で整備中、さらには市道635号、県道大谷観音線に接続している道路で、大谷公園の北側にある大谷寺までの南側が県道、北側が市道というところですが、特に狭い市道については拡幅計画中です。また、市道634号線、多気山の方からの東西の通りですが、こちらは景観道路で両側歩道です。南北の方は片側歩道のみで計画していたが、どうせ作るなら両側歩道だということで今事業の見直しをしながら、用地買収を進めており、もう少しお時間いただきますと市道のほうも良くなっていきます。

さらには経済部の方で、ゴールデンウィークの混雑する時期に合わせて、なるべく外側の駐車場に止めていただくということと、中の移動についてはグリーンモビリティという電動カーで一周するという社会実験を実施しました。10日で4,800人位の利用者がいたということです。ただ昨年より大谷を訪れる人は減ったそうです。昨年は27万人位いて非常に混雑してし



まったということですが、今後もお盆の時期なども実験していきながらやっていきたいとは今考えているところです。

**山島会長**

道路を全部広げるなんて無理だから、乗用車で来た人をバスで何十人も乗せてピストン輸送すれば少なくて済みますよね。いろんな工夫が、大谷は宝ですからちゃんと維持しないと。

**古賀委員**

こちらの指針，強制力は無いにしても地元の方々が意見を出し合って，合意の上で作っていくのが素晴らしいなと思います。良くも悪くも作ったもので利益を得るのも損をするのも地元の人たちなので，その人たちの責任や考えの中で何かが作られていくというのを是非応援していただけたらと思います。

その中で，先ほどからも出ていますが外から入ってきて変なものが建てられてしまうという危険に対しては，早めに対処しておいた方が良いでしょうと思います。重点地区なり届出対象の範囲を広げるなど色々な施策を打っていただけたらと思います。

ただこれは理想なので全てこれに合わせようとするとうまくありません。住んでいる方が息苦しくなってくるといけないと思うので，きつく縛るところと，少し自由になるところと軽重が付けられると持続可能な街として続いていくのではないのでしょうか。

課題というか答えを持っていないのですが，木部と同じで大谷石は汚れたり，崩れたりしていくもので，それをどう捉えていくのか。綺麗にするかそれとも更新するか，それともなすがままに崩れていくのか，それをどう見せていくかということをもた皆さんで議論していただきたいと思います。

**山島会長**

大体景観の良いところが崩れていくのは，外から入ってきて，お土産などが地元で作られたものでないものが並んでしまうという観光地に多いですね。地元で取り決めとか考えていくでしょうけど，その周りで商売しようと思っているという人が心配です。そういうことは景観形成重点地区でやって，もしそういうところ守らなければいけないというときは，景観地区を掛けるとか，そういうことで守っていく必要があるのではないかと思います。

ご意見，ご質問も出尽くしたようですので，報告事項2「大谷地区景観づくり指針について」はよろしいでしょうか。

<b>各委員</b>	異議なし。
<b>山島会長</b>	それでは報告事項２については終了します。
<b>&lt;4. その他&gt;</b>	
<b>山島会長</b>	続きまして「4. その他」の事項に入ります。 まず、委員の皆様から何かありますでしょうか。
<b>各委員</b>	なし
<b>山島会長</b>	事務局より何かございますか。
<b>阿久津書記</b>	本日、宇都宮市まちなみ景観賞の募集の案内をお配りしております。こちらは景観啓発事業ということで、2年に1度実施しており、今年が開催年度となっております。6月から募集が始まり、こちらのチラシでの応募の他、FAXやメール、SNSでどなたでも応募できますので、周知のご協力をお願いいたします。
<b>山島会長</b>	それでは、これをもちまして「第19回宇都宮市景観審議会」を閉会いたします。長時間のご審議ありがとうございました。

**【終了】**